

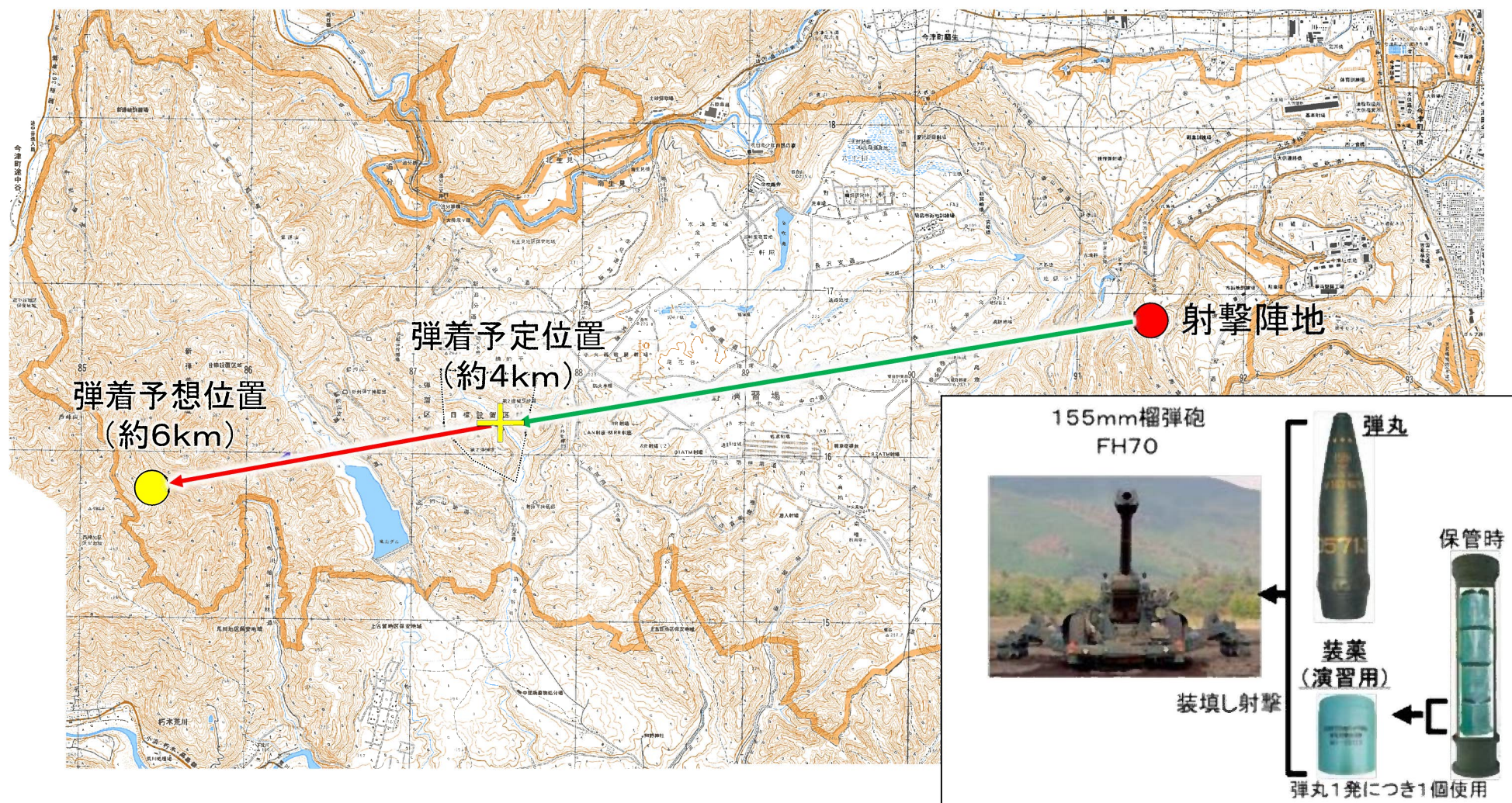


FH70実弾射撃訓練の概要

4
参考資料 1

概 要

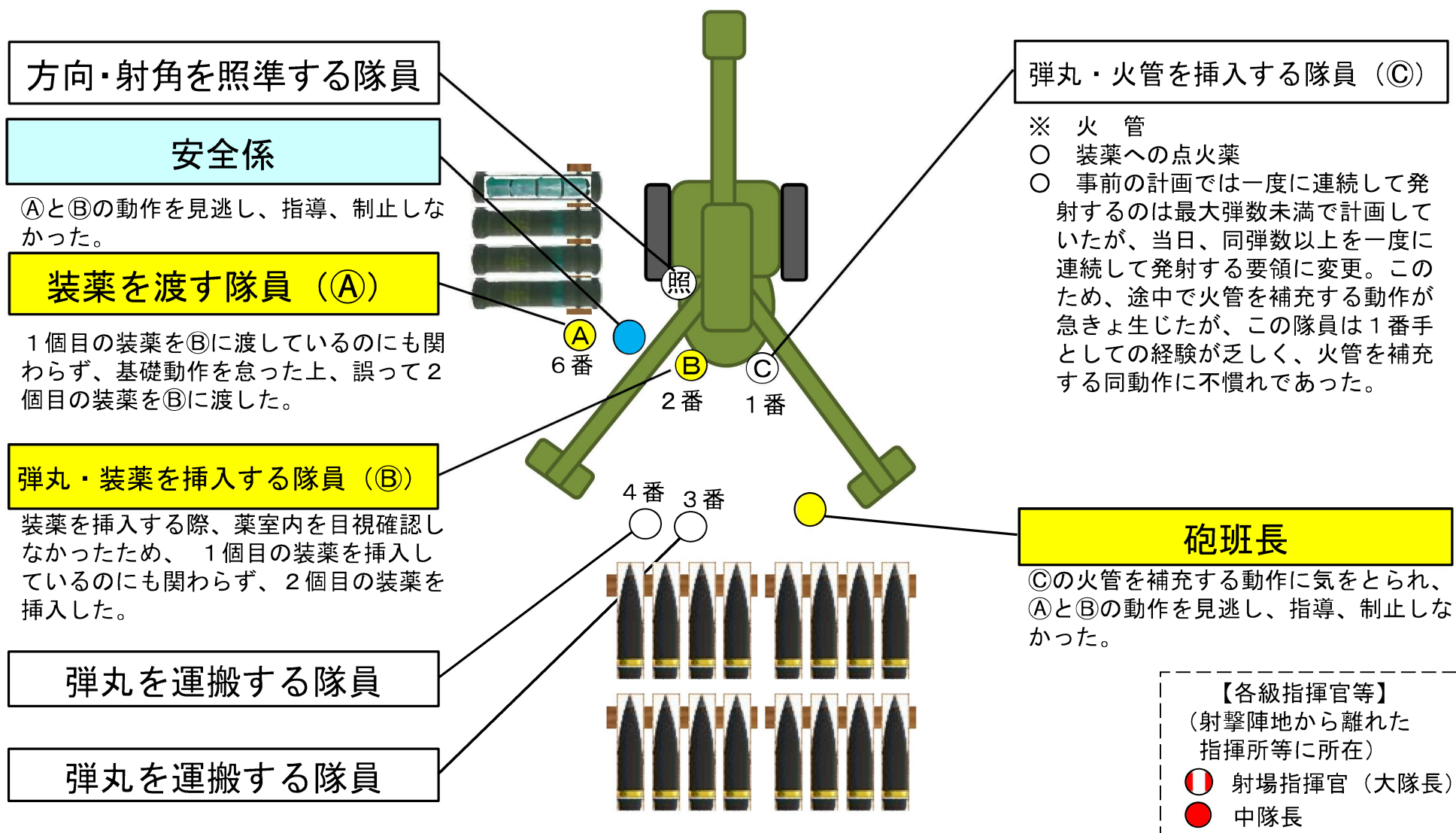
令和7年2月3日（月）14時40分、中部方面特科連隊第3大隊（岡山県日本原駐屯地所在）が、155mmリゅう弾砲FH70の射撃訓練中、1発の弾着が演習場境界付近で不明





発生時の状況（事故原因）

5
参考資料 2





あいば野演習場における抜本的対策

6
参考資料 3

【全火器の安全確認】

該当火器	要 因	処置・対策
小火器、戦車砲、誘導弾等	照準誤り、 その他誤った行動	○ 1名に対し1名の射撃係等を配置し、射向・射角を制限 ○ 射撃係、安全係等による制止
地雷原爆破装置	照準誤り	射撃係により射向・射角を制限
砲 迫	照準・装薬誤り	射撃統制設備（杭等）により射向・射角を制限 ○ 弾薬受領時より装薬を制限（迫撃砲は既に規定） ○ FH70は装薬と弾丸を一对に配置して過誤防止 【従来の配置】 安全係及び6番が 装薬数を目視可能 【再発防止策実施後の配置】 照準手以外の砲班員が 装薬数を目視可能

【隊員の意識改革】

「**演習場で射撃をしているその先に地域住民の生活があることを認識し、地域の住民に不安を与えたり、危害を及ぼすような射撃を、絶対にしてはならない**」旨を**演習場管理規則等に明記**した上で、**教育により意識改革を図る。**



全陸自部隊に徹底する再発防止策

7」
参考資料 4

【基本基礎の徹底】教範を、**初級者でも理解が容易になるように改正**し、基本・基礎を再徹底

第71 装薬の挿入

2番は、6番から、右手で装薬の点火薬部を、左手で重心部を保持して装薬を受け取る。この際、装薬は所命のものであるか、また点火薬履いが除かれているかを確認し、装薬の種類及び号数を例えば「装薬、カート5」と復唱する。次いで弾丸保持クランプの解放を確認し、砲腔内及び薬室に異物が無いことを目視で確認（第35図）した後、静かに装薬を薬室内に入れ、緊塞環の装着状況を目視で点検する。この際、必要に応じ手指で点検する。（第36図）

装薬の挿入に際しては、装薬の点火薬部（赤色部、99式155mm榴弾発射装薬及び99式155mm榴弾砲演習用発射装薬の場合はつば部）が装薬止めの位置に達するまで挿入する。

砲班長は、この動作を監督する。（第37図）



第35図



第36図



第37図

【指導・監督及び練度管理の徹底】**安全教育及び事前訓練**により、指導・監督及び練度管理を徹底

指導・監督者に対する安全教育



事前訓練

